

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈童会の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬額等を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(報酬額等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給できる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1、500、000円（非常勤理事長の報酬を含む）以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間120、000円以内とする。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者は、職員給与規程に準じて給与及び賞与並びに退職手当を支給する。

(非常勤役員等の算定方法)

第5条 非常勤役員等については、個々の職務執行に応じた報酬を次の通り定め、賞与及び退職手当は支給しない。

- | | | |
|---------|------|---------------------------|
| (1) 理事長 | 月額 | 100,000円（理事長の職務執行10日程度/月） |
| (2) 理 事 | 一人日額 | 10,000円（理事職務執行の都度） |
| (3) 監 事 | 一人日額 | 10,000円（監事職務執行の都度） |
| (4) 評議員 | 一人日額 | 10,000円（評議員職務執行の都度） |

- 2 前項に掲げる者以外の委員、その他特別職に属する非常勤の職員については理事会の承認を経て、予算の範囲内において報酬を支給することができる。
- 3 理事（理事長）が理事会に参加し、かつ同一日に開催された評議員会やその他会合に参加したときは、これら出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

- 4 監事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会やその他会合に出席したときは、これら出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。
- 5 前2項に掲げる委員、その他特別職に属する非常勤の職員が、その業務を行った場合、同一日に開催された理事会、評議員会に出席したときは理事会、評議員会に出席にかかる報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずるものとする。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を次の通り支給することができる。

(1) 前3項に掲げる者が、法人業務のため市外に出張する場合は、次の表に従い最も経済的な方法によって計算した費用弁償する。ただし、法人業務の必要上、その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法が得られない場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

区分	車賃 (1 kmにつき)	旅行雑費 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)
理 事 監 事 評 議 員 第三者委員	3 0 円	公共交通機関の場合 1, 5 0 0 円 公用車の場合 1, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円

- (2) 東京都、大阪市、名古屋市へのお出張で、特に必要があると認めるときは、前項の旅行雑費に1日につき1, 0 0 0 円を加算した額を支給することができる。
- (3) 緊急やむを得ない法人業務上の必要により航空機を利用した場合には、現に支払った旅客運賃を支給する。
- (4) 出張旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払いし、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員が、法人の役員や委員等を兼務する場合は、この規程を適用しない。

(支給方法)

第8条 前条に定める報酬及び費用弁償は、毎月25日(支給日が休日の場合はその前日)とし、支給方法は、本人の預金口座へ振り込みとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(弔慰金)

第9条 役員等又はその配偶者が死亡したときは、弔慰金10,000円を支給し、葬儀に際して生花1基を供えることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給については、職員給与規程及び旅費に関する規定に準じるものとする。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は平成18年4月1日から適用する。
2. 平成16年4月1日施行の社会福祉法人慈童会 役員報酬及び役員、評議員の旅費に関する規程は、これを廃止する。

附則

1. この規程は平成19年4月1日から適用する。

附則

1. この規程は平成20年11月1日から適用する。

附則

1. この規程は平成29年6月28日（定時評議員会の議決日）から施行する。
なお、定款の施行日により、平成29年4月1日から適用する。